



2022年5月17日

各 位

会 社 名 山洋電気株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 山本 茂生
(コード番号 6516 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部部長 岩山 昌樹
TEL. (03) 5927-1020

役員退職慰労金制度の廃止および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止および譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月15日開催予定の第120回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員退職慰労金制度を2022年6月15日開催予定の本株主総会の終結の時をもって廃止することといたします。これに伴い、在任中の取締役および監査役について、本株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給と、その支給の時期を対象となる取締役および監査役の退任の時とする旨の議案を本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微です。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入目的

本制度は当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主のみならずの一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割り当ておよび払い込み

当社は、対象取締役に対して、本制度による譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当社から支給された金銭報酬債権の全部を、現物出資財産として払い込むことにより、譲渡制限付株式の割り当てを受けます。

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月12日開催の第113回定時株主総会において、1事業年度5億円以内とご承認いただいておりますが、本制度は、当該報酬枠の範囲内にて、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬を支給するものです。本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は1事業年度70百万円以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会において決定することといたします。

(2) 対象取締役が発行または処分される譲渡制限付株式の種類および総数

対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行または処分される普通株式の総数は年35,000株以内といたします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合がおこなわれた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

4. 本制度の導入の条件

本制度は、本株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬支給に関する議案が株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

5. 当社の執行役員への割り当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上